

議第 1 号

優生手術に関する実態調査及び救済措置を含めた早期解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 3 0 年 7 月 4 日

提 出 者            文教厚生委員長        山   西   国   朗

徳島県議会議長        重   清   佳   之   殿

優生手術に関する実態調査及び救済措置を含めた早期解決を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とし、平成8年に母体保護法に改正されるまでの間、遺伝性疾患や精神疾患又は知的障がいなどを理由に、本人の同意を得ずに優生手術が行なわれてきた。

厚生労働省によると、旧法の下で優生手術を受けた方は約25,000人、このうち約16,500人は、本人の同意を得ずに行われていたとされており、本県においても、391人の方々が同意を得ず優生手術を受けたとされている。

このような優生手術の実施は、当時の法律の優生思想に基づき行われ、遺伝性疾患や精神疾患などを有する人に対する明らかな人権侵害であり、「人権が尊重される社会づくり」を推進している本県としては、看過できない問題である。

現在、国会においては「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において、救済策等に関する検討が進められてはいるものの、制度廃止から20年以上経過し、本県を含め、個人につながる資料や記録が行政機関に残されていない自治体もあり、また、優生手術を受けた当事者等の高齢化により、時間経過とともに、実態解明が困難になることが考えられる。

よって、国においては、速やかに優生手術に関し、個人につながるような詳細な実態調査及び救済措置を含めた早期解決を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

協力要望先

県選出国會議員